

# 沖縄県食育推進計画

～ 食育おきなわ うまんちゅ(万人)プラン ～

# 目 次

はじめに	1
第1章 計画策定の趣旨	1
【 計画策定の趣旨 】	1
1．計画策定の趣旨	1
2．現状と課題	2
3．基本的な考え方	3
第2章 計画の体系と推進体制	4
【 計画の体系と推進体制 】	4
1．計画の体系	4
2．推進体制	5
3．連携、協力、支援	6
【 県民意見等の把握及び計画の見直し 】	7
1．情報提供と県民の意見等の把握	7
2．進捗状況の把握と評価、計画の見直し	8
第3章 県の推進方向	9
【 県の推進方向（国の基本計画に基づく基本的な考え方）】	9
第1．家庭における食育の推進	9
第2．学校、保育所等における食育の推進	9
第3．地域における食生活改善のための取り組みの推進	10
第4．食育推進運動の展開	11
第5．生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた 農林漁業の活性化	11
第6．食文化の継承のための活動への支援	12
第7．食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、 研究及び情報の提供	12

第4章 施策の展開	13
1．家庭における食育の推進	13
1．現状と課題（総論）	13
2．具体的な取り組み（各論）	15
（1）生活リズムの向上	15
（2）子どもの肥満予防の推進	15
（3）妊産婦や乳幼児に関する栄養指導の充実	15
（4）子どもの望ましい基本的生活習慣づくり	16
3．目標・指標	17
2．学校、保育所等における食育の推進	18
1．現状と課題（総論）	18
2．具体的な取り組み（各論）	20
（1）学校における食育の取り組み	20
（2）保育所等における食育の取り組み	20
3．目標・指標	21
3．地域、職域における食育の推進	23
1．現状と課題（総論）	23
2．具体的な取り組み（各論）	25
（1）健康づくりや高齢者の健やかな生活の維持 に向けた食育の推進	25
（2）沖縄県食生活改善推進連絡協議会による実践	26
（3）職場等における食育の推進	26
（4）食育推進ボランティアによる実践	27
（5）伝統的食文化の継承	27
3．目標・指標	28
4．食育の普及啓発、連携協力・支援の推進等	30
1．現状と課題（総論）	30

2 . 具体的な取り組み（各論）	31
（1）食育に関する普及啓発	31
（2）食品衛生思想の普及啓発	31
（3）リスクコミュニケーション	31
（4）家庭・学校・地域等との連携	32
（5）ボランティア活動等への支援	32
3 . 目標・指標	34
5 . 生産者と消費者の交流促進等	35
1 . 現状と課題（総論）	35
2 . 具体的な取り組み（各論）	37
（1）地産地消の推進	37
（2）農林水産業・農山漁村ふれあい体験	37
（3）安全・安心な農林水産物の生産出荷体制の構築	38
3 . 目標・指標	38
6 . 推進体制の整備等	41
1 . 現状と課題（総論）	41
2 . 具体的な取り組み（各論）	42
（1）食育推進本部の設置・運営	42
（2）食育推進協議会の設置・運営	42
（3）県民会議の設置に向けたネットワークの構築	42
3 . 目標・指標	43
第5章 参考資料	44
1 . 沖縄県食育推進本部設置規程	45
2 . 沖縄県食育推進協議会運営要綱	47
3 . 用語集	49
4 . 問い合わせ先一覧	57

## 第1章 計画策定の趣旨

### 【 計画策定の趣旨 】

#### 1 . 計画策定の趣旨

近年、ライフスタイルの多様化、食の外部化等、食を取り巻く環境は大きく変化しており、「食」を大切にする心や優れた食文化が失われつつあります。

また、栄養の偏りや不規則な食事、「食」に関する正しい知識をもたない人の増加といった様々な問題が生じています。

このような背景の中、国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進するため、平成 17 年 6 月に「食育基本法」を制定し、平成 18 年 3 月には「食育推進基本計画」を策定して食育の推進に取り組んでいます。

食育基本法では、第 10 条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められています。

さらに、第 17 条においては、「都道府県は食育推進基本計画を基本として当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。」とされています。

県としては、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県の基本的な考え方や方向性、具体的な施策の展開を体系化し、関係部局が連携して食育を推進するための「沖縄県食育推進計画」を策定しました。

この「沖縄県食育推進計画」は、本県が食育を総合的かつ計画的に推進するための基本となるものですが、食育は、県民ひとりひとりが食についての意識を高め、自発的な食育の実践活動に取り組むことがなによりも重要であることから、「沖縄県食育推進計画」の趣旨を広く県民に対して周知し、県民運動としての食育を推進していくこととしています。

## 2．現状と課題

近年、経済の急激な発展や科学技術の進歩、食品流通の広域化や国際化、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴って、私たちの食を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、食に関する様々な情報が氾濫する中で、正しい情報を適切に判断し活用することが難しくなっており、食の安全性に対する不安が高まっています。

さらに、不規則な食事や栄養の偏り、肥満や糖尿病などの生活習慣病の増加、過度の痩身志向など健康への影響が懸念されています。

そのほかにも、食を大切にする心の欠如、伝統的食文化の喪失など、食をめぐる様々な問題が指摘されています。

これらの問題を解決するためには、県民ひとりひとりが食の大切さを理解し、食に関する知識と選択力を習得し、食を通じて身体的、精神的、社会的にも健全な生活を営むことができる人間を育てる「食育」の推進が必要となります。

食育については、これまでも、国（内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省） 県、民間団体等において、様々な取り組みが行われてきました。

しかしながら、食育に関する問題は個人個人のライフスタイルや価値観により様々で、各々の分野ごとの取り組みだけで解決されるものではなく、また、社会全体としての問題解決までに非常に長い期間を要することから、国、県、民間団体等が連携し、総合的かつ計画的に取り組む必要があります。

食育を総合的かつ計画的に推進するためには、食育の推進に関する基本方針や目標を設定するとともに、家庭、学校、保育所、地域その他あらゆる場面で食育の推進に関する取り組みを実践することが重要な課題となります。

### 3. 基本的な考え方

「食育基本法」のなかで、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられており、また、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであるとされています。

本県が進める食育は、県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、県民ひとりひとりが食の大切さを理解し、食に関する知識と選択力を習得し、健全な食生活を実践することができるような施策を策定するとともに、国、県、市町村、ボランティア団体、県民がそれぞれの役割を十分認識しながら連携して、県民運動としての食育の推進を目指しています。

食育の推進に関する施策の策定及び実施に際しては、食育推進基本計画に示された、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開、子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割、食に関する体験活動と食育推進活動の実践、伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、食品の安全性の確保等における食育の役割、といった基本的な方針が反映されるよう配慮します。

#### 施策策定の基本となる事項

県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指す  
様々な体験活動等を通じて、食に関する感謝の念や理解を深める  
地域の特性に配慮し、県民運動としての食育を推進する  
子供が楽しく食について学ぶことができる取り組みを推進する  
食に関する体験活動、食育の推進活動を実践できる取り組みを推進する  
伝統的な食文化、環境と調和した生産と消費等に配慮し、県産農林水産物への理解を深めるとともに、生産者と消費者の交流を促進する  
食に関する幅広い情報の提供及び意見交換を推進する

## 第2章 計画の体系、推進及び見直し

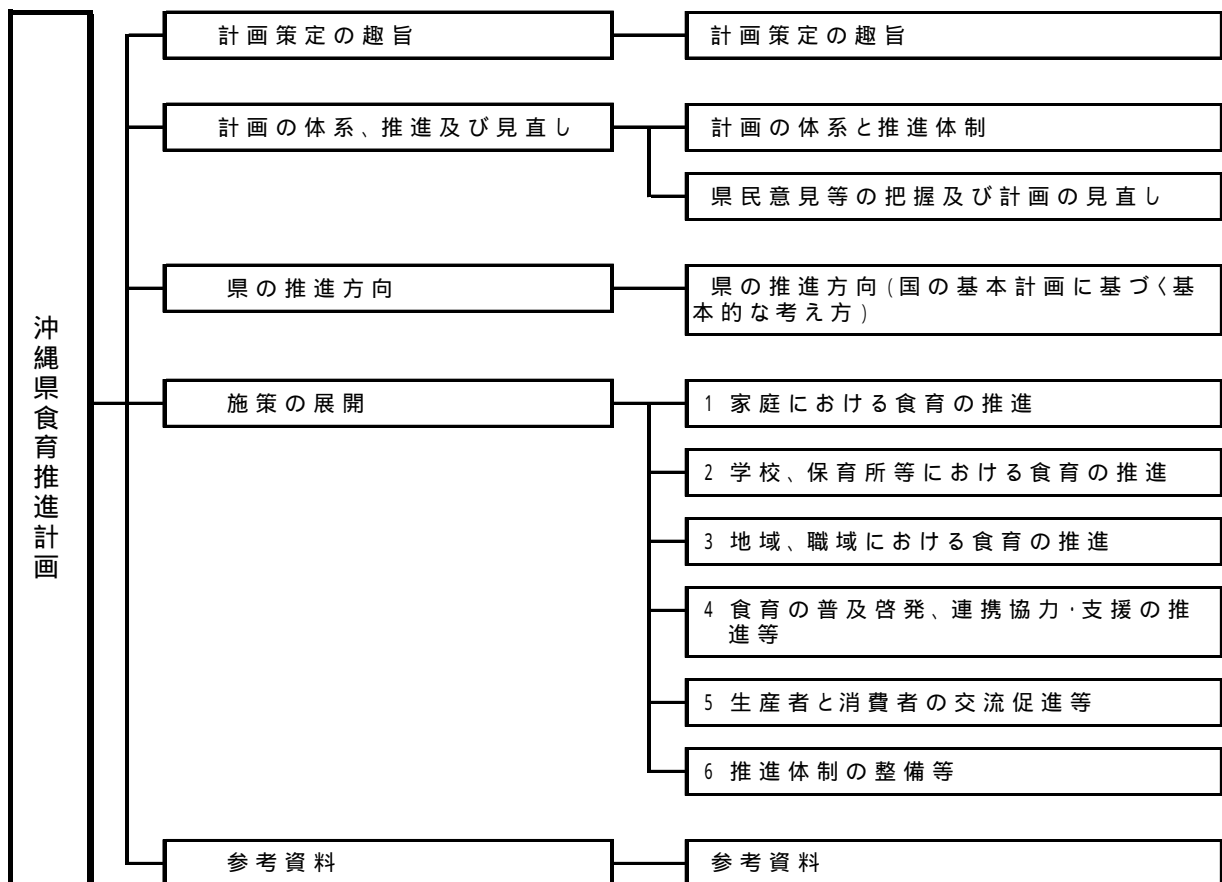
### 【 計画の体系と推進体制 】

#### 1. 計画の体系

この「沖縄県食育推進計画」は、本県が食育を総合的かつ計画的に推進するための基本となるもので、県の基本的な考え方や推進方向、具体的な施策の展開などを県民が理解しやすいように体系化し、まとめたものです。

施策の展開においては、それぞれの項目について、現状と課題、具体的な取り組み及び目標を記載しています。

食育推進計画体系図



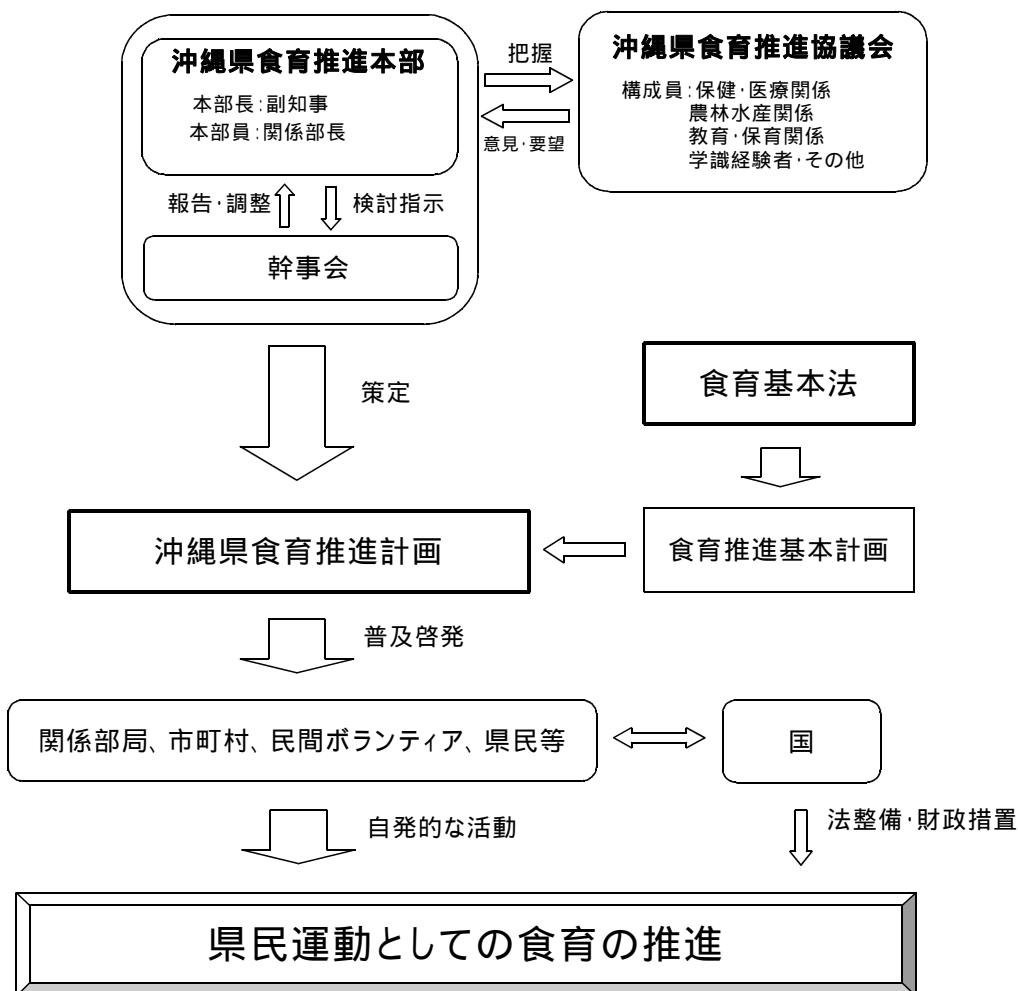


## 2 . 推進体制

食育の推進は、県民ひとりひとりの自発的な活動として展開されるべきものです。

県としては、食育を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食育推進本部を設置し、国の定めた基本理念や方針(食育基本法、食育推進基本計画)を基本として、県民等の食育に対する意見を把握した上で、食育に関する基本的事項や施策の展開及び方向性を示した「沖縄県食育推進計画」を策定しました。

また、広く県民に対して、食育推進計画の普及啓発に努め、関係部局、市町村、民間ボランティア団体、県民等がお互いに連携を図りながら県民運動としての食育の推進を目指します。



### 3 . 連携、協力、支援

食育の推進には、県民ひとりひとりが食の大切さを理解し、食に関する知識と選択力を習得し、健全な食生活を実践することが大切です。

また、成長発達の途上にある子どもたちが、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣などを身につけ、自ら食事を楽しみ、食生活を見直すことができるよう家庭における食育が重要になってきます。

しかしながら、食育を実践する場所は、家庭だけでなく、学校、保育所、地域その他あらゆる場面が想定されることから、食育に関連するすべての人や団体、組織等の連携、協力がなければ総合的な食育を推進していくことは困難です。

また、様々なボランティア団体が食育の推進に関する取り組みを実践していますが、ボランティア団体の自主的な取り組みに期待するだけでなく、行政としても出来る範囲でこれらの団体の活動を支援する必要があります。

県としては、国や市町村、ボランティア団体、その他関係者と連携、協力しながら食育の推進に取り組めます。

## 【 県民意見等の把握及び計画の見直し 】

### 1 . 情報提供と県民の意見等の把握

テレビ、インターネット、情報雑誌等の各種メディアを通じて食に関する様々な情報が氾濫する中、県民ひとりひとりがこれらの情報を適切に判断することが難しくなっており、正しい情報をどのように提供するかということが大きな課題となっています。

食に関する情報には、食の安全、栄養、食習慣、伝統文化、地域の特産物、食育に関する活動等ありとあらゆる分野の情報があり、そのすべてを提供するということとは困難です。

また、どの情報が正しいかどうかは、場面場面によって異なる場合もあり、県民ひとりひとりが情報を適切に判断し、選択する能力を高めることが重要です。

県としては、食育に関する情報の提供として、ホームページの開設、マスコミや広報誌等を活用した普及啓発を積極的に行っていきます。

さらに、情報の提供が一方的にならないようシンポジウムや意見交換会等を開催して広く県民等の理解を深めるように努めます。

食育を総合的かつ計画的に推進していくためには、行政、ボランティア団体、県民等が食育に関する施策の推進にあたって共通の認識を持つことが大切です。

今回「沖縄県食育推進計画」を策定するにあたって、県民等の食育に対する意見等を把握するため、民間有識者で構成する沖縄県食育推進協議会の意見やパブリックコメントによる県民からの意見募集等を行って施策に反映させてあります。

また、計画の変更や見直しを行う際にも同様に県民等の意見を求めています。

## 2. 進捗状況の把握と評価、計画の見直し

食育を総合的かつ計画的に推進するためには、まず、現状や課題を明確にするとともに、問題点を解決するための効果的な施策を策定し、実施する必要があります。

しかしながら、食育については社会全体として問題解決するまでには長い期間を要することから、期間を定めて目標を設定し、定期的に進捗状況の把握と評価を行うことが必要です。

沖縄県食育推進計画は、国の食育推進基本計画との整合性を図るため、平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間を対象としています。

進捗状況の把握と評価に関しては、沖縄県食育推進本部において実施することとし、社会情勢の変化等によって、計画の変更や見直しが必要になった場合には県民等の意見を把握しながら、適切に見直しを行います。

### 「食育とは」

食育基本法では、「食育」を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と定義しています。

### 「食育の語源」

「食育」という言葉は、1898 年（明治 31 年）に石塚左玄が書いた「食物養生法」という書物の中で使われており、「躰育智育才育は即ち食育（体育、知育、才育はすなわち食育にある）」と記述しています。

また、1903 年（明治 36 年）に村井弦斎が書いた「食道楽」という書物の中では、「知育よりも、体育よりも、食育が先（知育よりも、体育よりも、食育が大切である）」という記述があり、これが「食育」の語源とされています。

## 第3章 県の推進方向

### 【 県の推進方向（国の基本計画に基づく基本的な考え方） 】

#### 第1. 家庭における食育の推進

社会や世帯構造の変化に伴い、朝食欠食、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の児童生徒が増えています。

また、家族が揃って食卓を囲む機会が減少し、子供の食生活の乱れも顕著になってきており、生活習慣病と食生活の関係、栄養と脳の発達・心の健康との関係も指摘されています。

健康な体づくりには、基本的な食生活のリズムの向上を図る必要があるため、朝食をとることや、早寝・早起きを実践することを促進し、次代を担う子どもたちの食環境の改善に努め、学校、家庭が連携して行う食育が推進されるよう支援を行います。

#### 第2. 学校、保育所等における食育の推進

乳幼児期から児童の時期は、心身共に発育・発達の著しい時期であり、学校や保育所における給食、べんとう、おやつ等を通じた食育は重要な意義と役割を持っています。

保育所は、乳幼児が一日の大半を過ごすところであり、食に関する様々な体験や指導を通じ、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の形成等を図る場として重要です。

保育所において、所長、保育士、栄養士等の協力の下、保育計画に連動した食育の計画の策定等が推進されるよう支援を行うとともに、学校においては、児童生徒の発達段階にあわせた楽しい食事や給食活動を通して、豊かな心を育成し社会性を

養うための食育を推進します。

また、幼児・児童生徒に対しては、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための基礎を培うという観点から、幼児・児童生徒ひとりひとりに望ましい食習慣や自己管理能力を身につけさせることが重要であり、学校における組織的・体系的な食育を行うことが求められています。

「学校とは」

ここでいう学校とは、学校教育法第1条に定められているもののうち、大学を除く、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園のことを言います。

### 第3. 地域における食生活改善のための取り組みの推進

健康で生き生きと暮らしていくためには、子どもの時期はもとより、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進し、健全な食生活を実践することが求められます。

そのため、地域における食生活改善の推進に当たっては、食に関する正しい知識の普及と食について自ら考える習慣の定着に向けてボランティア団体等と協働して取り組むほか、保育所や学校等、職域とも連携して、運動習慣の徹底等にも取り組むことで健康の保持増進と生活習慣病の予防を図るとともに、高齢者の健やかな生活の維持に向けた取り組みを推進します。

また、栄養バランスのとれた食生活の実践を促進するため、県産の野菜や果実、畜産物、水産物等の食べ方や栄養素、旬の時期について、マスメディア等の広報媒体やパンフレット・情報誌等を通じて情報提供に取り組めます。

さらに、積極的な県産食材の利用を図るため、直売所や量販店、飲食店等の流通分野における販売促進活動の推進や学校給食と生産地との連携強化など、地域に根ざした地産地消の取り組みを推進します。

#### 第4. 食育推進運動の展開

平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」と定められ、国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することとなっており、県としてもこの食育月間中に各種イベント等を開催し、広く県民に食育の普及啓発を行います。

また、食育の推進が十分な成果をあげるには、県民ひとりひとりが健全な食生活の実践に取り組むことが必要であり、家庭、学校、地域社会といった様々な場面において、関係者が問題意識を共有し、連携・協力のもとに県民運動としての食育を推進します。

#### 第5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化

本県の農林水産業は、亜熱帯性気候の特性を活かし、ゴーヤーやマンゴー、パイナップル、モズクなど特色ある農林水産物の生産拡大が図られ、広く県内外の消費者に供給されています。

また、観光産業や食品産業においても沖縄の魅力を一層高める要素として、県産食材の利用促進や栄養機能食品の開発は年々高まっています。

「食育」の推進にあたっては、

生産と消費とのバランスを保ち、良質な県産農林水産物の生産消費拡大を図るための地産地消運動の展開

農林水産業・農山漁村ふれあい体験

良質な県産農林水産物への理解

に取り組むことで、生産者と消費者との顔の見える関係づくりや、都市と農山漁村の交流の促進、環境と調和のとれた農林水産業の活性化を目指します。

## 第6. 食文化の継承のための活動への支援

沖縄の食文化は、地域で育まれた野菜や家畜の他、天然の野草や海藻類等の食材を巧みに調理し、素材のうま味や機能性を上手に引き出した先人の知恵によって支えられています。

また、諸外国との交流や歴史的な影響を受け、独自の食文化として発展してきました。

このことは、自然への恩恵の念や体にいい物を食べる「医食同源」という考え方とともに家族の健康を願う思いなど、食に対する考え方や生き方にも反映され、地域の伝統として継承されています。

県では、健康長寿沖縄の食文化を継承していく取り組みとして、食育推進ボランティアや農山漁村女性グループ等との連携を図り、料理教室等の食育イベントや学校給食・社員食堂などにおいて、地域に伝わる食文化に触れる機会や食に関する情報等、継承するための取り組みを推進します。

## 第7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究及び情報の提供

食品の安全性に関する情報は、人の健康被害を未然に防止するために重要であることから、正確な情報の収集に努めるとともに、県民に対する広報活動を行います。

また、健康増進や生活習慣病の予防対策を総合的に推進するために、定期的に県民健康栄養調査を実施して、県民の栄養摂取状況、身体状況及び生活習慣意識状況の実態把握に努めます。この、調査結果については、県民の健康情報のデータベースとして活用できるよう、その分析結果を含めて、分かり易くホームページで公表するなど、情報提供に努めます。

さらに、食品の安全性に関する共通の理解を得るため、国（内閣府、厚生労働省、農林水産省）と協働して「食品の安全性に関するリスクコミュニケーション」の開催を推進するほか、市町村やボランティア団体などの食育に関する取り組みなどの情報を収集し、ホームページ等で県民に紹介します。



## 第4章 施策の展開

### 1. 家庭における食育の推進

#### 1. 現状と課題（総論）

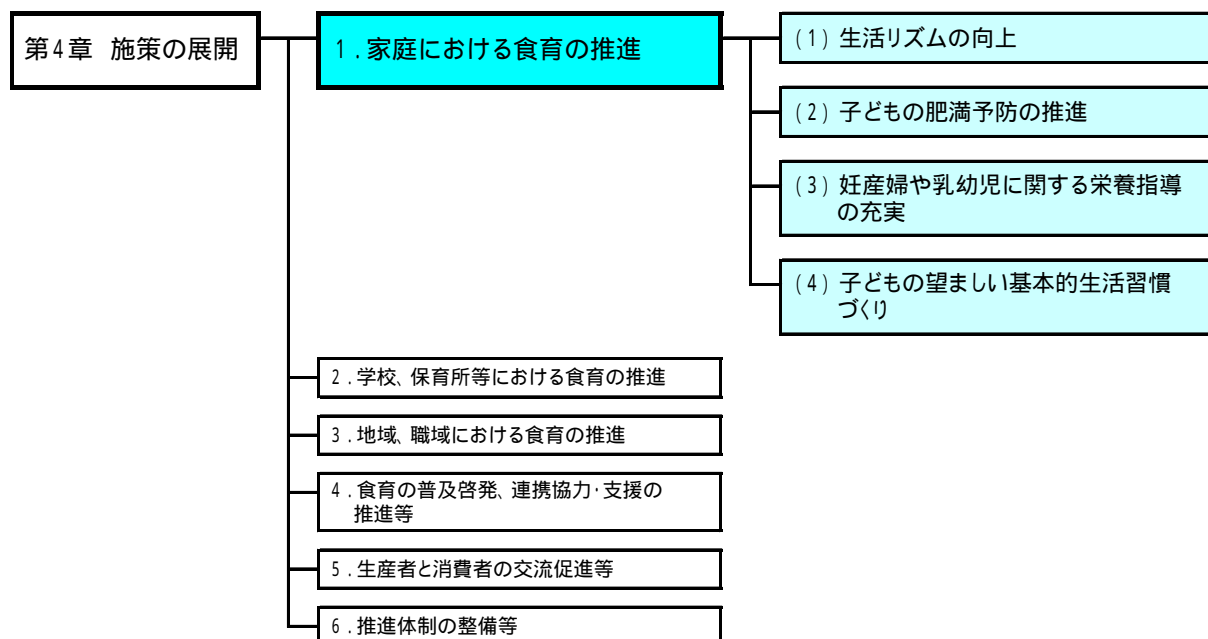
幼児期に身につけた生活習慣は、生涯の健康づくりの基本となるものです。

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、生活習慣の一環として、地域の中で共有され、先人の智慧として受け継がれてきました。

しかしながら、近年のライフスタイルの変化はめざましいものがあり、家庭食の洋風化や食の外部化等、食をめぐる環境変化の中で、子どもの孤食化の出現、偏食の増加、家族団らんの減少など、家庭における基本的な生活基盤が危うくなってきています。

また、子どもの学習意欲や体力の低下も、食事や睡眠などの基本的な生活習慣との関連があると指摘されています。

#### 第4章 施策の展開体系図



文部科学省では、平成 18 年度より「子どもの生活リズム向上プロジェクト」として「早寝早起き朝ごはん」国民運動を展開しており、本県でも各学校と家庭が連携した取り組みを推進します。

これらの問題を解決するために、県民ひとりひとりが家庭や地域において自分自身や子どもの食生活を大切に、家族で協力し合い、健全な食生活を実践できるように支援します。

## 2. 具体的な取り組み（各論）

### （1）生活リズムの向上

子どもの生活のリズムを向上させるためには、早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣を育成する必要があります。

平成 17 年度の 3 歳児健診のデータでは、22 時以降に就寝する子どもが 65.2 %、8 時以降の起床が 29.5 %となっています。

また、同じ 3 歳児健診のデータで、おやつの時間を決めていると回答した保護者は 63.4 %となっていました。

子どもの生活リズムの向上から 1 時間早めの就寝・起床時間の確保、おやつの時間を決めて与えることなど、乳幼児健診・育児学級等、市町村母子保健活動の充実強化が重要となっており、市町村や関係団体等と協力して生活リズムの必要性を啓発推進します。

### （2）子どもの肥満予防の推進

生活習慣病の予防、健康づくりのためには、幼児期から肥満しやすい生活習慣を見直し、適切な食生活や運動習慣を身に付ける必要があります。

平成 17 年度の 3 歳児健診結果では、出生体重が 2,000 g 以上ある児で、肥満度 15 %以上の男の子が 4.1 %、女の子は 4.7%となっており、また、平成 17 年度の学校保健統計調査結果では、小学 5 年生の肥満（ローレル指数 160 以上）の割合は、男子 7.8 %、女子 5.5 %となっています。

県民健康栄養調査等において、子どもの栄養や運動に関する実態を把握するとともに、栄養と運動の両面からの肥満予防対策を関係機関・団体等と共に推進します。

### （3）妊産婦や乳幼児に関する栄養指導の充実

安全な妊娠・出産、産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するためには、妊娠中から自己管理を行い、親から子へと健康的な食習慣を確立できるような支援が必要です。

平成 15 年度の妊婦健診貧血率をみると、妊娠前期 13.8 %、後期 55.1 %となっています。

妊娠初期から自己管理を行うことが重要であり、県としては、「妊産婦のための

食生活指針」の普及啓発を進め、妊婦健診の結果を分析し健康課題を把握する等、その対策について検討します。

平成 17 年度の小児保健協会資料をみると、母乳育児については、3 ヶ月児で 37.5 %の割合で、また、3 歳児の偏食有りの割合は、34.9 %、う蝕(虫歯)有病率は 45.5 %となっています。

乳幼児期は発育・発達の重要な時期にあることから、発達段階に応じた食育を推進することが必要であり、基本的な生活習慣や、親子の心のきずなを深めるための総合的な食育を育児の発達段階に応じて指導ができるよう、市町村と協力し充実強化を図ります。

#### (4) 子どもの望ましい基本的な生活習慣づくり

家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、学校を通じて保護者に対し、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進するとともに、食育の重要性や健康美を含めた適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます。

### 3 . 目標・指標

取り組む内容	平成 18 年度 (現状)	平成 22 年度 (目標値)
22 時以降に就寝する 3 歳児の割合	65.2 %	減少
3 歳児肥満の割合 (肥満度 15% 以上)	男の子 4.1 % 女の子 4.7 %	減少
3 ヶ月児の母乳育児の割合	37.5 %	増加
朝食を毎日食べる生徒の割合 (「早寝早起き朝ごはん」の実践)	小学生 : 87.3 % 中学生 : 82.6 % 高校生 : 67.2 %	増加

「健やか親子おきなわ 2010 中間報告書 (2005 年)」及び「平成 17 年度  
児童生徒等の食生活に関する調査」

## 2. 学校、保育所等における食育の推進

### 1. 現状と課題（総論）

食べることは、心と体の発達に密接に関係していると言われていますが、特に乳幼児期は心身が著しく発達することから、食の嗜好（しこう）や味覚の形成に重要な時期となっています。

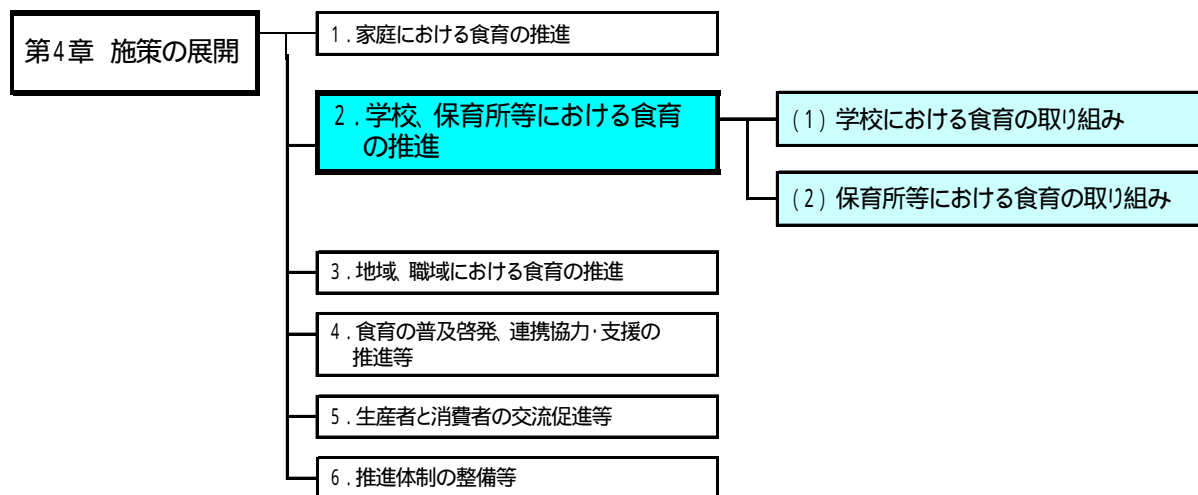
このため、乳幼児期から食を通じた子どもの健全育成（食育）を図ることが重要とされており、乳幼児の食育において保育所の果たすべき役割は大きいものがあります。

国において平成 16 年 3 月に通知された「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」で、現在をよく生き、かつ生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」を培うことが保育所における食育の目標であるとしています。

また、学校における食に関する指導は、学級担任を中心として、べんとうの時間、給食の時間、関連教科や学級活動、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体の中で広く行われています。

さらに、学校給食に地域の産物を使用したり、地域の伝統的な料理を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなどの取り組みも行われてきました。

### 第4章 施策の体系図



しかしながら、これまで、食に関する指導の明確な体制の整備がなされてこなかったため、地域や学校ごとに取り組みは様々でした。

今後は、食育推進の中核を担う栄養教諭を早期に配置することで、学校における「食のコーディネーター」「食のカウンセラー」としての大きな役割を果たすことが期待されます。

## 2. 具体的な取り組み（各論）

### （1）学校における食育の取り組み

学校においては、栄養教諭や学校栄養職員が、教職員の連携・調整役を担い、学校全体で食育に取り組むとともに、各教科等において整合性を図りつつ、指導が展開されるように努めます。

また、幼児・児童生徒が正しい知識を身につけ、自らの食生活を考え、望ましい食習慣の実践ができるよう支援するとともに、学校給食における衛生管理の徹底、個別指導等を行います。

#### ア 栄養教諭・学校栄養職員等、学校給食関係者の研修

専門的知識を深め、意識の高揚及び資質の向上に努めます。

#### イ 食に関する年間指導計画の作成

各学校においては、推進体制を整備し、学校教育活動全体を通じて行う食育を促進します。

また、学校における食育を総合的かつ継続的に推進するため食に関する年間指導計画を作成するよう支援します。

#### ウ 「生きた教材」としての学校給食の充実

給食を食の実践場面として活用し、食に関するルールやマナーを指導します。

また、成長発達段階に応じた摂取量と栄養バランスの指導や授業の実践を支援します。

#### エ 食物アレルギーの個別指導

年々、アレルギー児童生徒が増え、その対応が必要かつ重要となっているため、給食における除去食や代替食への対応や、栄養教諭・学校栄養職員が行う「個別指導」を支援します。

#### オ 学校給食施設のドライ運用

衛生管理の充実に図り、食中毒予防のため、ドライ運用を図るよう、栄養教諭・学校栄養職員を対象にした衛生管理研修会を実施します。

### （2）保育所における食育の取り組み

沖縄県では、栄養管理、衛生管理の知識や調理技術等を深めるとともに、効果的な食育実践を進めることを目的に、保育所給食担当者等を対象にした研修会を実施



します。

また、市町村をとおして保育所の食育に関する取り組み強化及び質の向上を働きかけるとともに、食育に関する情報提供を行うなど、各保育所における食育の計画作成の推進支援を行います。

### 3. 目標・指標

取り組む内容	平成 18 年度（現状）	平成 22 年度（目標値）
学校栄養職員の研修	従来の研修を継続しながら、現状に即した内容の充実を図る。	
食に関する指導計画の作成	学校における食に関する指導計画作成 100 % を目指す。	
食物アレルギー等の個別指導	食のカウンセラーとしての栄養教諭・学校栄養職員が行う「個別指導」の充実を図る。	
学校給食施設のドライ運用 <sup>1</sup>	ウェットシステム施設 <sup>2</sup> （114 施設）での「ドライ運用」化を推進する。	
食育に関する計画の策定している保育所	69.2 %	100 %
保育所給食担当職員等研修会	年 1 回開催している給食担当者等への研修会を継続し、効果的な食育実践の促進を図る。	

「平成 16 年度保育所における食育に関する調査」

## 1 「ドライ運用」

施設構造上はウエットシステムだが、水滴を落とさないように配慮する等、常に床を乾かした状態に保ち、調理作業を行うようにすること。

## 2 「ウエットシステム」

床に水をまいたりして、常に床が濡れている状態。そのため、高温多湿となり、バクテリアやカビ等の発生繁殖に好適な環境となり、食中毒が発生しやすくなる。

### 3. 地域、職域における食育の推進

#### 1. 現状と課題（総論）

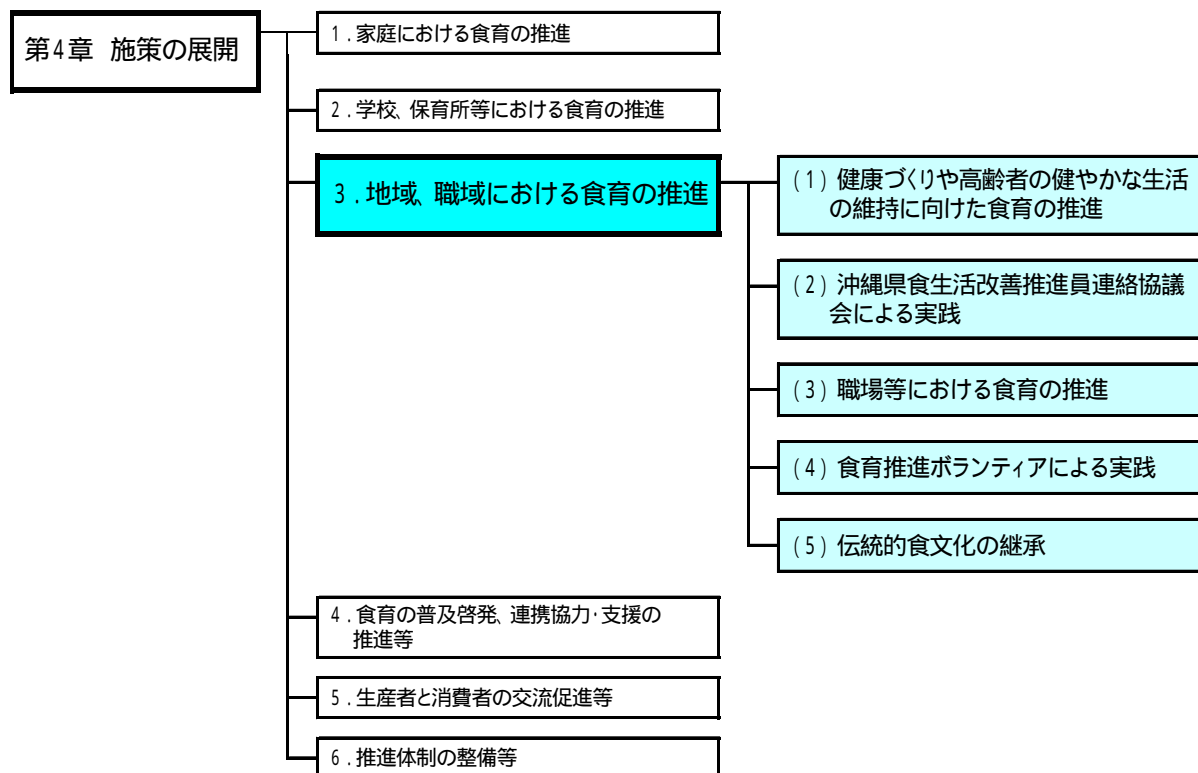
食育については、食に関する正しい知識を持ち、自ら考える食習慣を身につける必要があります。

本県では、平成 14 年に県民の健康づくり運動の指針(計画)として「健康おきなわ2010」を策定し、生活習慣病の予防対策として、栄養・食生活や身体活動・運動などの9つの分野について県民一体となった取り組みを推進してきました。

しかし、平成 17 年度に実施した同計画の中間評価の結果、本県の肥満傾向は男女共に悪化しており、糖尿病や心筋梗塞、脳卒中などの生活習慣病を発症する危険性が高い「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」が推定される人の割合も、特に男性の30歳代以降で増加傾向にあることが明らかになっています。

また、30歳以上を対象とする平成 16 年度の政府管掌保険の生活習慣病予防検診では、本県は男女共にBMI(体格指数)で25以上の肥満者の割合が全国一高い

#### 第4章 施策の展開体系図



という結果となっています(本県：男性 46.9 % .女性 26.1 %、全国平均：男性 30.2 % .女性 18.5 % )。

このように、本県の肥満傾向が悪化し、健康課題となっている状況を受け、「健康おきなわ2010推進県民会議」では、平成 18 年 4 月に県民に対し「肥満対策緊急アピール」を行い、「肥満対策」のため食生活や運動について見直すよう呼びかけました。

現在、食生活改善推進員や食育推進ボランティアの協力を得て、地域や小・中学校において食生活の改善、食育の推進に取り組んでいますが、身近なボランティアの不足、活動できる環境の未整備などの課題があり、家庭や学校、保育所等と連携しつつ、地域における食生活の改善が図られるよう適切な取り組みを行う必要があります。

また、高齢者については、健康づくりの視点から、沖縄県食生活改善推進員連絡協議会と連携して高血圧症や肥満予防のための栄養講習会を開催するほか、市町村が行う介護予防事業を支援しており、ライフステージに合わせた健やかな生活の維持に向けた取り組みを推進する必要があります。

そのほか、地域における食育の推進の一つとして、伝統的食文化の継承が上げられます。

本県の食文化の特徴としては、島ヤサイ(伝統的農産物)や海藻類、豚肉など亜熱帯性海洋気候の環境に適応した地元の食材と外国や本土から伝来した食材を活かし、チャンプルー料理やシンジムン(「煎じ」汁物)に見られるように、素材の良さを無駄なく、そして成分を有効に摂る料理方法との組み合わせによって育まれてきました。

このことは、沖縄の伝統文化や風土と不離一体で、食材そのものに薬効や滋養になる成分が含まれている「医食同源」という考え方にもその特色が表れており、今日でも冠婚葬祭や家庭の中に色濃く受け継がれています。

望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地域の生産者や生産に関する情報を伝達する取り組みを促進し、伝統的食文化の継承を推進していく必要があります。

## 2. 具体的な取り組み（各論）

### （1）健康づくりや高齢者の健やかな生活の維持に向けた食育の推進

#### ア 健康づくりとしての食育推進

健康づくりは、人々が生き生きと暮らしていくために不可欠のものであり、食育の推進による健全な食生活の実践は健康づくりの基本です。

「健康おきなわ2010推進県民会議」が平成18年度の重点課題の一つに肥満対策を位置づけ、食生活改善に向けた取り組みと連携を強化することとしたことを受け、県においては、県民の内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の認知度を高め、健全な食生活の実践と運動習慣の徹底等に取り組むよう啓発するための広報事業を強化します。

具体的には、本県の家庭料理、郷土料理の特徴を踏まえ、食事の望ましい組合せを分かりやすく示した「沖縄版食事バランスガイド」の活用・普及に向けて、市町村やボランティア団体等と連携して地域で研修会を開催します。

また、「かしこく食べる」ことを呼びかける肥満対策のポスターやキャッチコピー「食事 運動 バランスよく そんなあなたは体重美人」を各関係団体へ配布・普及して食生活に対する意識啓発を図ります。

そのほか、外食比率が高い本県の食生活の状況を踏まえ、飲食店等における外食栄養成分表示の促進を栄養士会と連携して取り組みます。

#### イ 高齢者の健やかな生活の維持に向けた食育の推進

地域における食生活改善、食育の推進の実践活動においては、身体的な機能が徐々に低下するとともに、退職や子どもの独立等により生活環境が変化することが多くなる高齢者に対して、健康づくりや介護予防など健やかな生活の維持という観点から取り組みます。

具体的には、「沖縄版食事バランスガイド」の普及に加え、「食生活指針」（平成12年3月国策定）を踏まえた高齢者の特徴に応じた食事・栄養摂取の講習会等を市町村やボランティア団体等と連携して実施します。

また、介護などが必要な状態になる可能性が高い高齢者（特定高齢者）に対しては、平成18年度から介護保険の地域支援事業として、各市町村で栄養改善と口腔機能の向上の取り組みが行われます。

県では、各市町村に対して積極的に情報提供を行うとともに、栄養改善プログ

ラム等の実践者や地域包括支援センターの職員に対する研修において、栄養士や歯科医師・歯科衛生士などによる講義や事業内容についての具体事例の紹介などを行い、市町村の効果的な事業実施を支援します。

## (2) 沖縄県食生活改善推進員連絡協議会による実践

地域における食生活改善の取り組みを浸透させるためには、県や市町村だけでなく、住民の食生活に密着した活動を行っているボランティア団体等の役割が重要です。

「沖縄県食生活改善推進員連絡協議会」は、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに「食」を通して、生涯における健康づくり運動を推進しているボランティア組織で、県内21市町村に支部を設置し、計1,100名の会員で構成されています。

県においては、同協議会による「よい食生活をすすめる講習会」、「男の料理教室」等の成人を対象とした活動や、「母と子の料理教室」等の母子を対象とした活動などの食生活改善の実践活動が促進されるよう、会員養成や支部未設置市町村への支部結成の支援、「沖縄版食事バランスガイド」の地域における普及に向けた資質の向上のための研修会の開催等を実施します。

## (3) 職場等における食育の推進

就労者が一日の大半を過ごす職場等については、食育を実践していく中で大きな役割を担っています。

職場の食堂等における健康メニューの提供や栄養表示等の情報提供、職場における健康診断の結果に基づく健康管理等、職場全体での取り組みが求められています。

職場等における食育の推進に関しては、管理者等が食育の重要性を認識し、組織的に取り組むことで大きな効果が得られます。

県としては、職場等における食育の実践強化を働きかけるとともに、食育に関する情報提供等を行います。

#### (4) 食育推進ボランティアによる実践

県は食育推進ボランティアの活動を促進し、様々な活動の幅を広げるための取り組みとして、協力支援者を募り、名簿登録後、各小中学校や活動支援を求める地域に紹介しています。

また、食育推進ボランティアの活動の幅を広げるためにも、それぞれの専門知識や経験を共有するためのネットワーク化を図り、また行政との連携や研鑽を積むための研修会を開催します。

#### (5) 伝統的食文化の継承

##### ア 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の推進

日本の気候風土に適した米を中心に、農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」を推進するため、学校給食では、週3回の米飯給食の定着を図ります。

##### イ 学校給食での郷土食、行事食の提供

毎年実施される「学校給食週間<sup>3</sup>」において、郷土食や地場産物を活用した献立の実施を充実させ、学校給食試食会や情報を提供し、食育を啓発します。

##### ウ 地域に根ざした食育の推進

地場産物を活用した伝統料理や給食メニューの開発をとおして、望ましい食生活の形成や生産者との交流、体験学習では児童生徒に食の大切さ、感謝の心を育成するための取り組みを支援します。

##### エ 島ヤサイ（伝統的農産物）について、生産と消費の両面から振興を図るため、次の事項を実施します。

(ア) 島ヤサイの生産者を登録し遺伝資源を採種・保存するほか、自家採種や系統選抜の啓発・指導。

(イ) 有望な島ヤサイについて、栽培マニュアル作成に向けた栽培試験の実施。

(ウ) 有望な島ヤサイについて、生産から販売までの一貫した産地モデルづくりの推進。

### 3. 目標・指標

取り組む内容	平成 18 年度（現状）	平成 22 年度（目標値）
肥満者の割合 ・ 20 ～ 60 歳代の男性 ・ 40 ～ 60 歳代の女性	37.5 % 37.2 %	25 % 25 %
脂肪エネルギー比率	28.4 %	20 ～ 25 %
野菜摂取量	264 g	350 g
朝食の欠食率（20 歳代男性）	28.2 %	20 %
食生活改善推進員連絡協議会支部 の設置市町村数	21 協議会	25 協議会
市町村栄養士等を対象とした研修 会の開催数	7 回 各保健所 1 回、県 1 回	13 回 各保健所 2 回、県 1 回
米飯給食の実施	「日本型食生活」を推進するため、学校給食の米飯回数を週 3 回以上実施する。	
学校給食週間 <sup>3</sup>	地場産物の活用を推進するとともに、郷土食、行事食を積極的に導入する。	
島ヤサイの栽培マニュアルの策定	平成 19 年度時点で産地形成に向けた 6 品目の栽培指針を策定する。	

「健康おきなわ 2010 中間評価報告書（平成 18 年 6 月）」



### 3 「学校給食週間」

学校給食は、明治 22 年に貧困児童を救済する目的で始められましたが、昭和 19 年に戦争のため一端中断されました。戦後の昭和 21 年 12 月 24 日から東京・神奈川・千葉の三都県の学校で全児童を対象に試験給食が行われました。文部科学省ではこれを記念して、毎年、冬休みと重ならない 1 月 24 日を「給食記念の日」とし、その週を「全国学校給食週間」としています。

本県においても、児童生徒や保護者等の学校給食に対する理解や関心を深めるために、地場産物を活用した郷土食や行事食を積極的に導入しています。

## 4. 食育の普及啓発、連携協力・支援の推進等

### 1. 現状と課題（総論）

平成 18 年 3 月に食育推進基本計画が策定され、毎年 6 月が「食育月間」、毎月 19 日が「食育の日」と定められました。

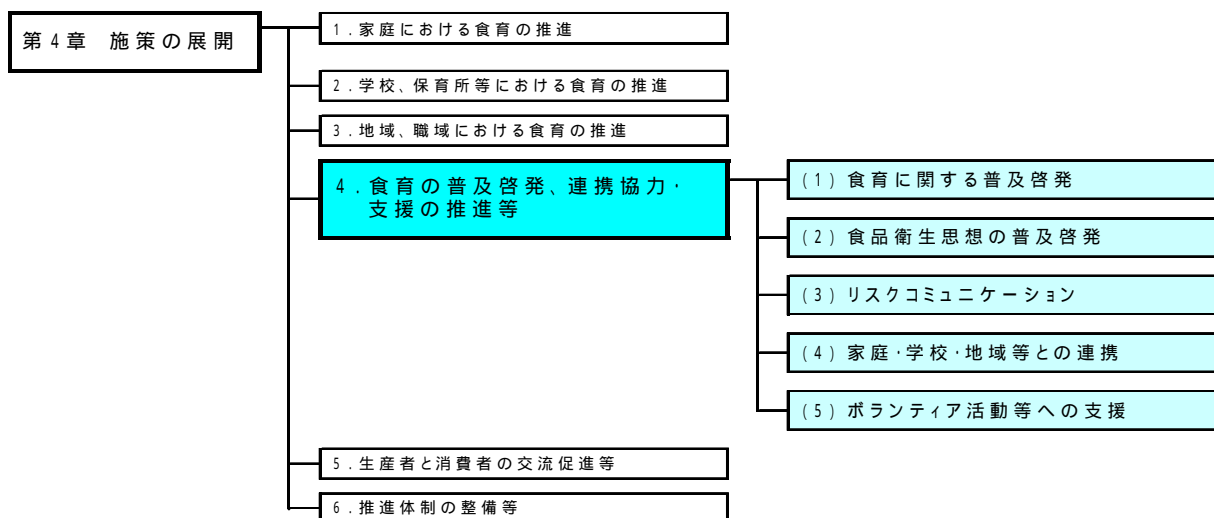
国は、「食育月間実施要綱」に基づいて各種イベントや広報媒体を活用した普及啓発を図っていますが、県や市町村においても積極的な取り組みが求められています。

また、食育を県民運動として推進していくためには、県民ひとりひとりの食に対する関心を高め、自らの食生活スタイルを見直し、実践していくことが大切であり、関係団体、ボランティア団体等と連携して、食育に関する普及啓発を推進する必要があります。

加えて、食育活動を地域に浸透させていくためには、行政や関係団体の取り組みだけでなく、住民の生活に密着した活動を行っているボランティア団体の役割が重要であり、これらのボランティア団体の育成や活動に対する支援が求められています。

さらに、県民の食品衛生思想の普及や食品の安全性に関する知識の向上を図るため、国や関係団体等と連携して、各種イベントやリスクコミュニケーション等を開催する必要があります。

#### 第 4 章 施策の展開体系図



## 2. 具体的な取り組み（各論）

### （1）食育に関する普及啓発

毎年6月の「食育月間」においては、国や関係団体等と協力して、食育をテーマにした各種イベント等を開催するとともに、福祉保健所における食育に関する展示等の取り組みやマスコミ、広報誌等を活用して広く県民に対する普及啓発に努めるほか、意見交換会やシンポジウムを開催します。

また、学校においては、栄養教諭や学校栄養職員等のみならず、生産者等も含めた関係者に対する実践指導の紹介等を行い、食育の重要性に対する理解を深めます。

さらに、広く県民に対して、本県の食育の推進に関する方向性や具体的な取り組みを示した「沖縄県食育推進計画」の周知を図ります。

### （2）食品衛生思想の普及啓発

本県は亜熱帯性気候に属し、高温・多湿で、細菌性食中毒発生のリスクが高いと考えられます。

食中毒等による健康被害を未然に防止するためには、食品衛生に関する知識の習得と食品の衛生的な取り扱いを実践することが大切です。

また、食中毒を予防するためには、食中毒予防の三原則（「清潔」、「迅速」、「冷却又は加熱」）を広く県民に理解させることも重要です。

県としては、毎年8月の「食品衛生月間」に、各種イベントを開催し、食品衛生に関する相談コーナーの開設やチラシ等の配布を行うとともに、保健所の食品衛生監視員による食品衛生講習会等を開催して食品衛生思想の普及啓発に努めます。

また、関係団体等と連携して各種講習会等の開催や、食品衛生に関する情報の提供を行います。

### （3）リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションとは、リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換することを言います。

県としては、県民の食品の安全性に関する知識や理解を深めるため、国（内閣府、厚生労働省、農林水産省）と協働して「食品の安全性に関するリスクコミュニケー

ション」の開催を推進します。

また、県が策定する食の安全に関する施策については、施策の策定段階からリスクコミュニケーションを開催し、県民と共通の理解のもとで施策を推進します。

#### (4) 家庭・学校・地域等との連携

家庭においては、朝食を摂ることと、家族団らんの重要性を確認することが大切です。

朝食をしっかりと食べることは、体を目覚めさせ、脳を活発に働かせるためにとても大切であり、家族団らんの食事は、食の喜び、感謝の心、家庭に伝わる食文化等を理解し、好ましい人間関係を育てる場であります。

また、日常生活の中では、料理や買い物を手伝いながら、地場産物の食材や郷土食の伝承など、学校、家庭、地域との連携で保護者を啓発する必要があります。

県としては、家庭における望ましい食習慣を形成するため、以下の取り組みが実践できるよう啓発を行います。

ア 家族団らんの楽しい食事の実践

イ 「早寝早起き朝ごはん」の実践

また、家庭、学校及び地域との連携を図るために、以下の取り組みを行います。

ア 献立表の活用

イ 給食だよりの発行

ウ 試食会等の開催

エ 講話等の開催

オ 学校給食についての情報提供(学校給食週間等の開催)

カ 学校給食への地場産物、郷土食の取り入れなど

#### (5) ボランティア活動等への支援

食育の推進に当たっては、栄養・食生活について専門的知識を備えた栄養士会等の職能団体と地域のボランティア団体等が連携して多面的な活動を推進する必要があります。

県においては、これらの団体の連携に向けた総合調整を行うほか、食生活改善推進員連絡協議会等のボランティア団体の育成と活動の活性化に向けた研修事業の開

催等の支援を行います。

また、県では、食育の推進に協力頂けるボランティアを募集し、学校や市町村等への紹介を進めていますが、引き続き、ボランティアの募集とともに、より多くの地域に紹介するため取り組みを推進します。

さらに、ボランティア間のネットワーク化や教育ファーム<sup>4</sup>などの設置促進など、ボランティアの活動支援に向けた取り組みを推進します。

#### 4 「教育ファーム」

教育ファームとは、自然の恩恵や食に関わる人々の活動への理解を深める事を目的として、農林漁業者が一連の農作業等の体験の機会を提供する取り組みで、農林水産省では実施されている市町村の割合を平成 22 年までに 60%以上とする目標を設定している。

### 3 . 目標・指標

取り組む内容	平成 18 年度（現状）	平成 22 年度（目標値）
リスクコミュニケーションの開催	食品の安全性に関する問題が発生した場合等、 国と協働してリスクコミュニケーションを開催 する。	
食生活改善推進連絡協議会支部の設 置市町村数（再掲）	21 協議会	25 協議会
市町村栄養士等を対象とした研修会 の開催数（再掲）	7 回 各保健所 1 回、県 1 回	13 回 各保健所 2 回、県 1 回
食育推進ボランティアの加入促進	112 名	累計 100 名
食育推進ボランティア活動促進検討 会の開催等	年 3 回の開催を実施し、ボランティアの資質向 上に向けた講習会、イベントへの取り組みを推 進する。	
食育推進ボランティアの紹介	ボランティア名簿を作成・配布し、市町村や小 ・中学校等における食育活動への支援策として 仲介を進める。	

「健康おきなわ 2010 中間評価報告書（平成 18 年 6 月）」

## 5. 生産者と消費者の交流促進等

### 1. 現状と課題（総論）

近年、食生活は、ライフスタイルの多様化を背景に、個食化や簡便化志向の高まり、外食や中食の増加など大きく変化しており、若年層を中心とした食習慣の乱れや食文化の衰退が指摘されています。

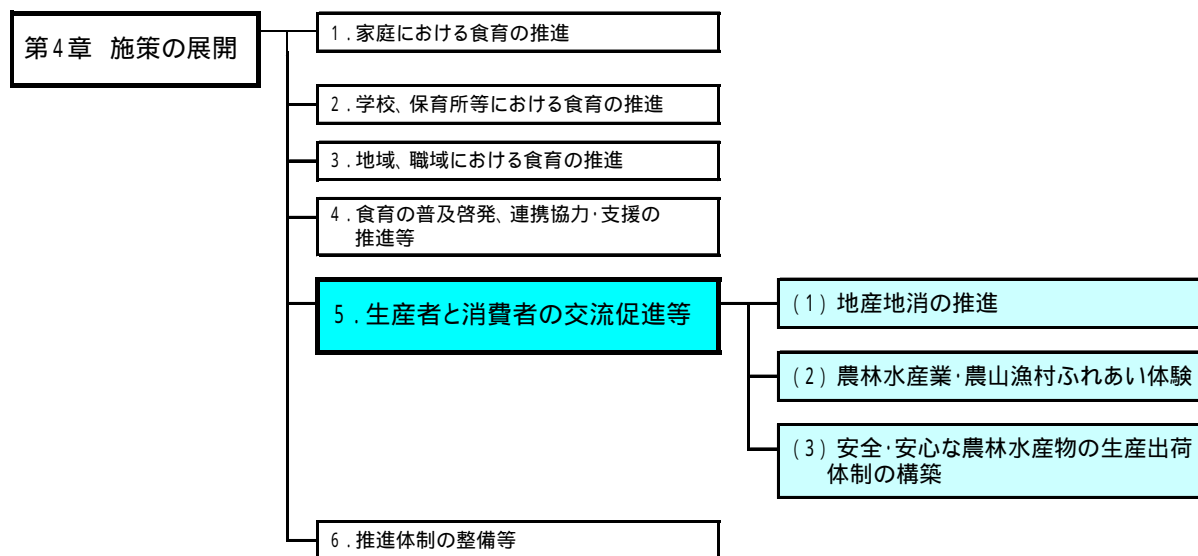
特に、本県の食料自給率は平成16年カロリーベースで29%と、全国平均40%を下回っており、県内の生産量及び供給量の増加に向けた取り組み強化が課題となっています。

消費者の農林水産物及び加工食品に対する安全・安心志向と、食育や地産地消の施策展開への要望の高まりから、「食」と「農林水産」、「健康」の原点を見直す動きが広まっており、良質で安心な地元農林水産物の消費拡大とともに、生産と消費のバランスの向上を図るためにも、生産と消費者の交流を促進させる取り組みが必要となっています。

また、グリーンツーリズム等、農山漁村での滞在型の余暇活動をとおり、農林漁業者との交流やその暮らし、歴史認識、自然環境への配慮など、都市と農村の共生を図ることも求められています。

さらに、食の多様化とともに県外、国外からの移入、輸入量が増加し、ポスト八

### 第4章 施策の体系図



ーベストや産地偽装などの問題が指摘され、食の安全管理に対する志向が高まっています。

このため、生産情報のシステム化や生産管理規制に対する強化が求められ、JAS法に基づく原産地表示の周知や特別栽培農産物の認証制度の制定、トレーサビリティシステムの構築、ポジティブリスト制度の遵守など、安全、安心な農産物の生産・出荷体制の構築が課題となっています。

#### 5 「特別栽培農産物」

「生産の原則」に基づくとともに、その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、化学合成農薬の使用回数・化学肥料の窒素成分量が 50 %以下の条件で栽培された農産物です。



## 2. 具体的な取り組み（各論）

### （1）地産地消の推進

地産地消を推進するにあたっては、沖縄県地産地消推進方針（H16.2 月策定）において基本的な方策を定めて、県をはじめ、市町村、農業団体、生産者、消費者及び学校給食、観光関連機関等が、それぞれの分野において運動の展開を図ります。

- ア 地産地消推進のための広報宣伝活動
- イ 学校給食への地域食材の利用促進
- ウ 観光関連施設等での県産食材の利用促進
- エ 公的施設等での県産食材の利用促進
- オ 地域直売所等の直販機能の強化及びネットワーク化
- カ 食農教育の推進
- キ 食生活指針の普及定着の促進
- ク 量販店等での県産食材の販売促進
- ケ メニュー開発・普及、伝統的料理の伝承

### （2）農林水産業・農山漁村ふれあい体験

農林水産業・農山漁村に直にふれる機会を促進させるため、子どもを中心とした農林水産業体験活動の受入体制づくりの促進、ふれあいツアーや教育ファームなど農林漁業者における体験学習会、農山漁村におけるグリーンツーリズム等の活動促進に取り組めます。

- ア ふれあい体験学習の開催促進：県及び市町村、農業団体（JA、酪農組合等）、直売所などが主体となった体験学習会の取り組み推進。
- イ 教育ファーム：農林漁業者などが植付から収穫までの一連の作業体験の機会を提供する教育ファーム設置促進。
- ウ グリーンツーリズム：農産漁村の多面的な機能を活かした「まちと村の交流」活動を推進。

### (3) 良質な県産農林水産物への理解

県産農林水産物への理解を深めるため、県内量販店、直売所におけるJAS法に基づく食品表示の周知、トレーサビリティの推進により生産履歴の管理、また、産地の生産状況やそのシーズン、食材の栄養成分やその食べ方など、消費者に分かりやすい情報の提供への取り組みを推進します。

### 3. 目標・指標

取り組む内容	平成 18 年度（現状）	平成 22 年度（目標値）
沖縄県地産地消推進県民会議及び意見交換会の開催	関係機関のネットワークを図るため定期会議の開催及び現地意見交換会を開催する。 (本会議 1 回・幹事会 2 回)	
直売所間のネットワークづくり、消費者交流の強化	18 ヶ所 (おきなわ農産物直売所ネットワーク)	25 ヶ所
県産食材使用率調査	県内全小・中学校給食センターの使用率調査の実施	
地産地消運動の普及定着促進	毎月第 3 金曜、土曜日の「おきなわ食材の日」における県産食材の利用促進や運動への参画促進	
市町村地産地消計画策定の推進、モデル地域の構築	14 市町村	累計 21 市町村
ふれあい体験学習の取り組み促進	県では農林水産業バスツアー等の開催を実施する。また、市町村や農産物直売所 <sup>6</sup> への取り組み強化を図るとともに取り組み状況調査を行う。	

教育ファームの取り組み促進	市町村を対象とした教育ファームの取り組み状況調査の実施や活動促進に向けた啓発を図る。
グリーンツーリズム (ブルーツーリズム含む)	ネットワーク体制の構築：交流促進協議会の設立 交流人口等実態調査の実施：全市町村
JAS法に基づく食品表示	年間を通じ食品表示 110 番の運営及び食品表示ウォッチャーの設置、食品販売店における巡回指導及び講習会の開催を行う。
特別栽培農産物の認証	認証システム説明会の開催 消費者啓発のため量販店等におけるパネル設置
トレーサビリティシステム導入の推進	生産地におけるトレーサビリティシステムの導入を図るため、生産履歴の記帳や流通管理システムの導入に関する研修会の開催等周知を行う。
ポジティブリスト制度 <sup>7</sup> に伴う適正な農薬使用方法の普及	生産地における農薬使用基準の遵守、散布する農薬の飛散防止策の対策に取り組む。
県産食材情報提供	県産食材の生産情報や旬時期、食べ方など季刊誌(「沖縄市場」等)や調理レシピ等の情報提供を図る。

## 6 「農産物直売所」

主に農山漁村地域にある生産地直送の販売所で、生産者自らが手がけた「新鮮、安心、安全」の農林水産物を持ち寄り、生産者の名や設定価格で販売し、消費者との交流を図る「地産地消」スタイルを実践する販売店として注目されています。

全国では約 3,000 店舗が知られ、県内には約 60 店舗が直売活動を行っています。

## 7 「ポジティブリスト制度」

食品衛生法の一部改正（平成 15 年法律第 55 号）に伴い、平成 18 年 5 月 29 日より、同法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（所謂「ポジティブリスト制度」）が施行された。

本県では、本法の改正を受けて、JA 等関係諸団体との連携により、生産農家の方等への周知徹底に努め、農薬の適正使用、ドラフト防止対策を図っているところです。

## 6. 推進体制の整備等

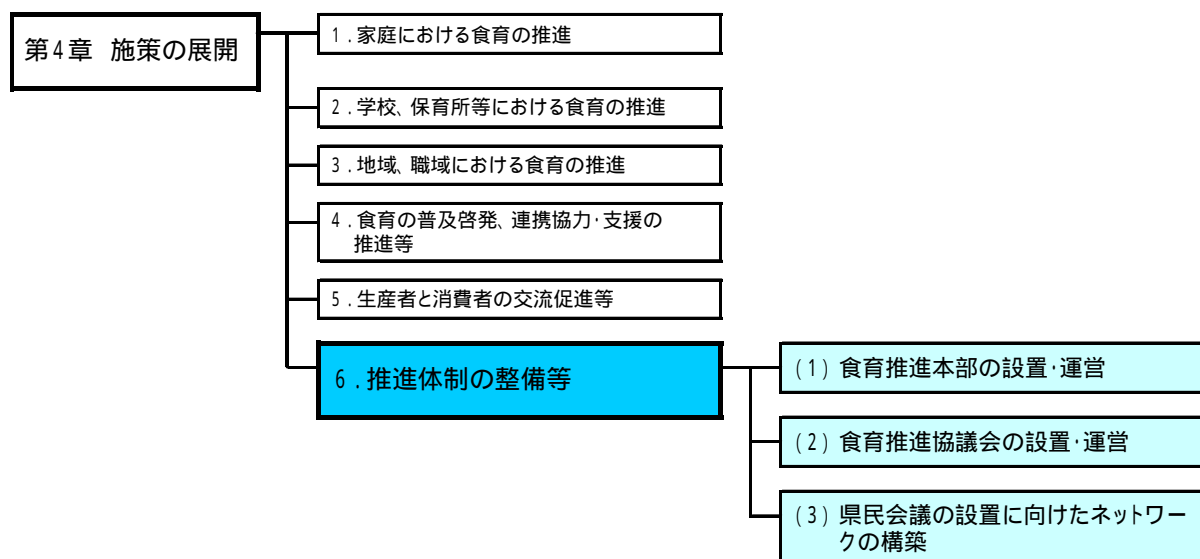
### 1. 現状と課題（総論）

これまで、食育に関する取り組みは、厚生労働省、農林水産省、文部科学省、内閣府などの関係府省が各々の施策を策定し、県の関係部局、市町村、ボランティア団体等の協力のもとに推進してきました。

平成 17 年 6 月に食育基本法が制定され、基本理念や方向性、国、地方公共団体、教育関係者及び農林漁業者、国民等の責務が明確に示され、また、平成 18 年 3 月には食育推進基本計画が策定されて、家庭、学校、保育所、地域その他あらゆる場面で食育の推進に取り組むことが求められています。

食育を総合的かつ計画的に推進するためには、庁内における部局横断的な推進体制を整備するとともに、国が定めた食育推進基本計画を基に策定した「沖縄県食育推進計画」に沿って、国、県、市町村、関係団体、ボランティア団体、県民、がそれぞれの立場で食育の推進に関する活動を実践し、県民運動としての食育を推進することが大切です。

### 第4章 施策の展開体系図



## 2. 具体的な取り組み（各論）

### （1）食育推進本部の設置・運営

食育の推進を総合的かつ計画的に推進するため平成 18 年 9 月に、副知事を本部長として、関係部局長で構成する「沖縄県食育推進本部」を設置しました。

推進本部は、食育の推進に関する基本的事項や関係部局における具体的な施策に関する推進方法、目標等についての最終的な意志決定機関として位置付けています。

推進本部には各部局の関係課長で構成する幹事会があり、推進本部で協議する内容についての検討や調整を行います。

食育推進本部の運営に関しては、「沖縄県食育推進本部設置規程」に基づき、福祉保健部薬務衛生課が事務局となっています。

### （2）食育推進協議会の設置・運営

県の食育に関する施策の策定や実施に関し、意見・要望等を把握し、行政施策に反映させる目的で、食育に関する知識や経験をもつ民間人で構成する「沖縄県食育推進協議会」を平成 18 年 5 月に設置しました。

協議会の構成員は、保健・医療関係、農林水産関係、学校・保育関係、学識経験者等、各分野から 15 名以内の範囲で構成されており、それぞれの立場から県が策定する食育推進計画や施策等について意見や要望を述べることになっています。

協議会の運営に関しては、「沖縄県食育推進協議会運営要綱」に基づき、福祉保健部薬務衛生課が事務局となって、協議会開催に係る事務を行っています。

協議会の意見や要望については、事務局を通じて沖縄県食育推進本部に提出され、施策に反映することとしています。

### （3）県民会議の設置に向けたネットワークの構築

食育の推進は、家庭、学校・保育所、地域において、食育に関連するすべての人や団体、組織等の連携、協力して推進することが重要になってきます。

本県としては、国、県、市町村、関係団体、ボランティア団体、県民、が連携、協力して、県民運動としての食育の推進を目指しています。

県民運動として食育を展開していくためには、関係団体等とのネットワークを構築し、県民会議の設置に向けた取り組みを推進します。

### 3 . 目標・指標

取り組む内容	平成 18 年度（現状）	平成 22 年度（目標値）
食育推進本部会議の開催	毎年度、食育推進計画に基づく施策の達成状況の把握と評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更や見直し等を行う。	
食育推進協議会の開催	毎年度、食育推進計画に基づく施策の達成状況を報告し、目標達成に向けた施策展開について意見・要望を聴取する。	
県民会議の設置	関係団体等とのネットワークを構築し、県民会議設置に向けた取り組みを推進する。	

## 第5章 参考資料

- 1 . 沖縄県食育推進本部設置規程
- 2 . 沖縄県食育推進協議会運営要綱
- 3 . 用語集
- 4 . 問い合わせ先一覧



## 1. 沖縄県食育推進本部設置規程

### (設置)

第1条 本県における食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食育推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育の推進に係る基本的事項に関すること。
- (2) 食育推進計画の作成に関すること。
- (3) その他食育の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は、福祉保健部を担当する副知事をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 福祉保健部長
- (2) 農林水産部長
- (3) 教育長

### (本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長のあらかじめ指定する者がその職務を行う。

### (会議)

第5条 推進本部は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

### (幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐し、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、福祉保健部保健衛生統括監をもって充てる。
- 5 幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 福祉保健部青少年・児童家庭課長
  - (2) 福祉保健部健康増進課長
  - (3) 福祉保健部薬務衛生課長
  - (4) 農林水産部流通政策課長
  - (5) 教育庁保健体育課長
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。

( 庶務 )

第7条 推進本部の庶務は、福祉保健部薬務衛生課において処理する。

( 補則 )

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年9月12日から施行する。

## 2 . 沖縄県食育推進協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 県は、食育を総合的かつ計画的に推進し、県民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むことができるようにするための施策の策定・実施を検討するにあたり、この要綱の定めるところにより、食育推進に関する意見等を把握する。

### (名称)

第2条 前条の規定に基づき、各種団体等の食育推進に関する意見等を聴取するための会合は、沖縄県食育推進協議会（以下「協議会」という。）という。

2 協議会は、沖縄県付属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日付け沖縄県総務部長決定）に定める会合として運営する。

### (意見聴取等事項)

第3条 県は協議会の構成員となる者から次に掲げる事項に関する意見、要望事項を聴取する。

- (1) 家庭、学校、地域等における食育の推進に関すること
- (2) 食育の普及啓発、連携協力の促進等に関すること
- (3) 生産者と消費者の交流促進等に関すること
- (4) その他食育を推進するために必要な事項に関すること

### (構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる食育推進に係る団体のうちから関係課が推薦する者で、15人以内の範囲で福祉保健部長が決定する。

- (1) 保健・医療関係
- (2) 農林水産関係
- (3) 教育・保育関係
- (4) 学識経験者
- (5) その他食育を推進する団体

( 会合の開催等 )

第 5 条 協議会の開催は、福祉保健部長が通知する。

2 福祉保健部長は、協議会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員に予め通知するものとする。

- (1) 協議会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見を求める事項に参考となる事項

( 議事進行 )

第 6 条 協議会の議事進行は、福祉保健部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、福祉保健部長は、協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を行わせることができる。

( 庶務 )

第 7 条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、福祉保健部薬務衛生課において処理する。

( 補足 )

第 8 条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年 5 月16日から施行する。

### 3.用語集

#### 【ア行】

##### ・医食同源

病気の治療も普段の食事も、ともに人間の生命を養い健康を維持するためのもので、その源は同じであるとする考え方。中国で古くから言われる。(大辞林)

「ヌチグスイ」や「クスイナタン」に聞かれるように、沖縄には食事への感謝の言葉として、体にいいものを頂くとといった表現があり、また、調理法にも素材のもつ栄養素を活した技が多く見られ、医食同源という理念が根強い地域です。

##### ・栄養機能食品

いわゆる「健康食品」のうち、国が安全性や有効性等を考慮して設定した規格基準等を満たす「保健機能食品」の一つで、栄養成分の補給・補完のために利用してもらうことを趣旨とする食品。

##### ・栄養教諭

栄養に関する専門性と、教育に関する資質を併せ有する教職員であり、学校において、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行う。平成 17 年 4 月より新設された制度。

##### ・沖縄県版食事バランスガイド

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかが一目でわかる食事の目安を示した全国版の「食事バランスガイド」を基本に、沖縄の料理例を追加した「沖縄限定の地方版」の食事バランスガイド。

#### 【カ行】

##### ・カロリーベース

食料をその食材に含まれる基礎的な栄養であるカロリーで表すことで、例えば米 100g は 356kcal に相当する。現在、農林水産省では、食料自給率の平成 27 年度目標として、供給熱量ベース(カリベース)を 45 %に定めている。

- ・学校栄養職員

栄養士の資格を有する学校職員であり、学校において栄養管理や衛生管理などの給食管理を主に行っている。最近では、学級担任等の行う教科指導にも、専門的立場から協力しながら健康教育の推進に参画している。

- ・学校保健統計調査

児童生徒の発育及び健康状態を明かにし、学校保健向上の基礎資料とするため、公立小中学校の児童生徒全員を対象として行っている調査。昭和 28 年度から毎年実施している。

- ・家庭食の洋風化

家庭内での食事が、ごはんなどの穀類、野菜・果物、豆類を中心とした「日本型食生活」とは反対に、肉類を中心とした「欧米食化」すること。カロリーや脂肪の取りすぎとなり、栄養バランスの崩れや生活習慣病の増加につながるなどの問題が顕在化している。

- ・グリーンツーリズム

「緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」を定義とし、都市側の余暇活動のニーズや自然回帰志向に対し、村側の地域おこしニーズとを繋ぐ施策として取り組まれている。地元の人々が主体となり、地域資源や住人との交流を通じて、農村の価値や魅力を再発見し、本来の人間らしい生活や田舎暮らしに触れる機会として県内でも各地域で展開されている。

- ・健康おきなわ 2010

平成 14 年 1 月に、沖縄県が県民の早世の予防、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目的に策定した県民の健康増進計画で、生活習慣や生活習慣病に関する 9 つの分野について、平成 22 年度（2010 年度）までの達成目標と取り組みを定めている。

- ・ 県民健康栄養調査

県民の健康状態、食生活の実態を把握し、総合的な健康推進対策に必要な基礎資料とするため、県が5年毎に実施している調査で、直近では平成18年11月に県内25調査地区、約3,000人を無作為に抽出し実施した。

- ・ 子どもの生活リズム向上プロジェクト

早寝早起き朝食をとるなど、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するために行う普及啓発活動や先進的な実践活動等の調査研究等。例えば、調査研究の実施、ポスターの作成・配布、中央イベントや全国フォーラムの開催など。

- ・ 孤食化

家族で団らんすることなく、一人で食事を取ることが習慣化すること。食事も偏り栄養不足、偏食、肥満等の原因にもなる。

- ・ 個食化

家族が同じ食卓についていても、それぞれ別々のものを食べることが習慣化すること。各自が好きなものを食べるため、栄養不足や栄養のアンバランスの原因となっている。

## 【サ行】

- ・ 脂肪エネルギー比率

脂肪の摂取量を重量(g)としてではなく、身体で摂取した総てのエネルギーに対する脂質由来のエネルギー(熱量)の割合として算出した指標。

- ・ 島ヤサイ(伝統的農産物)

県では、野菜作部門の振興を図るに当たって「島ヤサイ」の定義として、「健康長寿県として注目される沖縄において、戦前から栽培され、伝統的に食されてきた地域固有の野菜」としている。現在、インターネットにて公開している「おきなわ伝統的農産物データベース」では、28品目を登録し、生産出荷実績、栄養成分等を紹介している。

- ・食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 17 年 6 月に制定され、同年 7 月 15 日から施行されている。

- ・食育月間、食育の日

毎年 6 月を「食育月間」、毎月 19 日を「食育の日」とすることが食育推進基本計画で定められている。

- ・食育推進基本計画、都道府県食育推進計画

食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、国が作成する計画を「食育推進基本計画」、都道府県が作成する計画を「都道府県食育推進計画」という。

- ・食育推進ボランティア

郷土料理の歴史やつくり方、農産物の育て方、食と体づくりの関わりなど「食」に関する専門的な知識を持ち、学校や地域での「食育」に関する活動を支援する、食生活改善推進委員や栄養士、調理師、指導農業士、農村地域生活アドバイザー等が登録されている。

- ・食に関する年間指導計画（学校）

各学校が食に関する指導を意図的・組織的に推進するための基本計画のこと。指導要領の内容や教育目標、子どもや家庭の実態、学校や地域の様子等を踏まえ、給食の時間、関連教科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体をとおして取り組む内容で作成される。

- ・食の外部化

近年、家の中で行われていた調理や食事を家の外に依存する状況が見られ、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品や惣菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓が進んでいる。こういった動向の総称。



- ・食育の計画（保育所）

乳幼児期は心身共に発育・発達の著しい時期であり、食育は重要な意義と役割を持っている。適切な食事の提供、正しい食事の取り方、望ましい食習慣の定着等を図るため、保育所での食を通じた取り組みに関する計画。

- ・健やか親子おきなわ2010

21世紀初頭における沖縄県の母子保健のビジョンであり、住民参加のもと関係機関、関係団体の協力を得ながら、推進する県民運動計画。

- ・生活習慣病

従来、「成人病」と呼ばれてきた糖尿病、脳卒中、心筋梗塞、がんなどの疾病の総称で、その多くが生活習慣を主な発症原因としていることから、「生活習慣病」と改称されたもの。

## 【夕行】

- ・地産地消

「地域で生産されたものを地域で消費する」という意味で、現在、食料自給率を高める施策として主に農林水産業の分野で取り組まれている。また、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、顔の見える関係づくりとして相互理解を深める取組みとして期待されている。

- ・地場産物

地元でとれた農産物など。学校給食に地場産物を活用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産に携わる者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるとされている。

- ・ 伝統的食文化

地域の気候・風土によって育まれた食物やその調理方法、作法などを固有のものとして伝承し築き上げてきた食文化。先人の教えや食に対する考え方、その食文化が育まれた歴史的な背景など次世代に伝えていく事は、新たな価値を生み出す創造力として重要である。

- ・ 特別栽培農産物

「無農薬栽培」や「減農薬栽培」など生産者が独自の基準によって、流通、消費の面において混乱をきたすことへの対策として、国では、「一定の基準を定めるガイドライン」を制定（平成4年10月）し、化学合成農薬と肥料を普通栽培レベルの5割以下に減らして栽培されたものを特別栽培農産物とした。

県では、ガイドラインに基づいた特別栽培農産物を認証する制度を平成18年4月に設け、現在、その普及推進に取り組んでいる。

- ・ トレーサビリティ

製品の安全性を証明するため、その生産過程について追跡(トレ)を可能(アビリティ)にすること。農業分野においては、生産者が農薬使用や肥料など栽培履歴を記帳することで、食の安全志向の高まりとともに、その情報を流通業者や消費者に対し提供していく取り組みやシステム化が求められている。

## 【ナ行】

- ・ 中食（なかしょく）

家庭外で調理された食品を持ち帰り、家庭で食べる食事形態のこと。家庭内で調理して食べる「内食」、家庭外で調理されたものを家庭外で食事する「外食」の中間にあるとして「中食」と呼ばれるようになった。宅配ピザや出前なども中食に含まれる。

- ・内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）

内臓脂肪型の肥満（おへそ周りの腹囲が男性 85 センチ以上、女性 90 センチ以上）であることに加え、高血圧や、高血糖、高脂血症の二つ以上を合併した状態で、糖尿病や脳卒中、心筋梗塞などの生活習慣病を発症する危険性が高い。

- ・日本型食生活

主食のごはんを中心として、豆類、旬の魚介類や野菜類をおかずとした食事内容。一汁三菜を基本として、栄養バランスのとれた健康的な食生活のこと。

- ・農山漁村生活研究会

農山漁村で、経営や働き方やゆとりある暮らしの研究、知識・技術のについて情報交換し、男女共同参画の社会実現と農林水産業振興に資する生産と生活の改善を実行している自主的なグループで、県内には約 240 の組織がある。

## 【八行】

- ・パブリックコメント

行政機関が条例制定や計画策定を行う際に、広く県民からの意見や情報を募集し、寄せられた意見や情報を考慮して最終的な意思決定に反映させることを目的とした制度。

- ・「早寝早起き朝ごはん」運動

子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいっきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運を醸成するために行う国民運動。

- ・ ポジティブリスト制度

食品衛生法の一部改正（平成 15 年法律第 55 号）に伴い、平成 18 年 5 月 29 日より、同法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（所謂「ポジティブリスト制度」）。県では、本法の改正を受けて、JA 等関係諸団体との連携により、生産農家や流通業者等への周知徹底に努め、農薬の適正使用、ドリフト防止対策を図っている。

【ラ行】

- ・ リスクコミュニケーション

食に関するリスク（危害）を分析する過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者その他の関係者の中で、情報及び意見を相互に交換すること。

#### 4. 問い合わせ先一覧

部 名	担 当 課	問 い 合 わ せ 内 容	電 話 番 号
福祉保健部	薬務衛生課	・食育基本法に関する事 ・食育推進本部 食育推進協議会に関する事	098-866-2215
	健康増進課	・「健康おきなわ2010」に関する事 ・「健やか親子おきなわ2010」に関する事 ・「沖縄版食事バランスガイド」に関する事	098-866-2209
	青少年・ 児童家庭課	・保育所における食育の計画に関する事 ・保育所における食育に関する調査	098-866-2174
農林水産部	流通政策課	・生産者と消費者の交流促進に関する事 ・食育推進ボランティアに関する事	098-866-2255
教育庁	保健体育課	・学校給食や関連教科等での取り組みに関する事 ・栄養教諭や学校栄養職員に関する事 ・家庭 地域との連携による取り組みに関する事	098-866-2726

沖縄県 福祉保健部 薬務衛生課 食品乳肉班 食の安全推進グループ

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 電話 098-866-2215